

長崎県警察本部訓令第4号

長崎県警察施設管理カメラ等の運用に関する訓令を次のように定める。

令和7年2月21日

長崎県警察本部長 遠藤 顕史

長崎県警察施設管理カメラ等の運用に関する訓令

長崎県警察施設管理カメラ等の運用に関する訓令（平成29年長崎県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、長崎県警察の庁舎等の管理に関する訓令（令和6年長崎県警察本部訓令第18号。以下「庁舎管理訓令」という。）第2条第5号に掲げる庁舎等に設置する施設管理カメラ及び録画装置等の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において使用する用語は、庁舎管理訓令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設管理カメラ 庁舎等の内外の状況を撮影するために設置するカメラ装置をいう。
- (2) 録画装置等 施設管理カメラにより撮影された映像（映像と一体的に記録された音声を含む。）を記録し、又は再生する映像記録装置及び映像表示装置その他必要な関連機器をいう。
- (3) 施設管理カメラ等 施設管理カメラ及び録画装置等をいう。
- (4) 記録データ 施設管理カメラ等により撮影され及び記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。次号において同じ。）であって、再生することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 複製データ 記録データを電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製したもの又は録画装置等により再生した映像を撮影し、若しくは録音したものをいう。
- (6) 記録データ等 記録データ及び複製データをいう。

（設置目的）

第3条 施設管理カメラ等は、庁舎等の保全と警備保安に資することを目的に設置するものとする。

（統括管理責任者）

第4条 警察本部に、統括管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、施設管理カメラ等の管理及び運用を総括するとともに、必要な調整を行うものとする。

(管理責任者)

第5条 施設管理カメラ等を設置する庁舎等に、管理責任者を置き、次表に掲げる区分に応じてそれぞれ同表に定める者をもって充てる。

庁舎区分	管理責任者
本部庁舎	警務部装備施設課長
本部所属庁舎	庁舎管理訓令第3条第1項の表に掲げる庁舎区分に応じて庁舎管理責任者に指定されている者又は総括管理責任者が指定する者
その他庁舎	当該所属の長
警察署庁舎	警察署長

- 2 管理責任者の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 施設管理カメラ等の適正な管理に関すること。
 - (2) 記録データ等により知り得た情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん、不正使用等の防止その他適正な管理のための必要な措置に関すること。
 - (3) 記録データ等の適正な取扱いに関すること。
 - (4) 記録データの閲覧の承認及び複製データの作成の許可に関すること。
 - (5) 施設管理カメラ等の管理及び運用に係る所属の職員に対する指導及び監督に関すること。
- 3 第4条及び前2項に規定するもののほか、施設管理カメラ等に係る管理体制は、別に定める。

(施設管理カメラの管理等)

第6条 管理責任者は、第3条の目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に施設管理カメラを設置するものとする。

- 2 管理責任者は、施設管理カメラを設置していることについて、撮影区域内の見やすい場所にその旨を表示するものとする。
- 3 施設管理カメラの運用は、点検、修理等やむを得ない場合を除き、原則として、24時間行うものとする。

(録画装置等の管理)

第7条 録画装置等は、原則として、施錠設備のある室内に設置するものとする。

- 2 前項の場合において、盗難防止のほか、表示された映像を外部から見るできない場所に設置するなどの措置を講じなければならない。
- 3 録画装置等は、原則として、第1項の室外に持ち出してはならない。ただし、管理責任者が必要があると認める場合は、この限りでない。

4 録画装置等を廃棄するときは、管理責任者の立会いの下、物理的破壊その他の方法により記録データの復元ができないよう確実に処理しなければならない。

(記録データ等の管理)

第8条 管理責任者は、記録データを編集し、又は加工することなく、撮影された状態のままで保存するものとする。

2 記録データの保存期間は、原則として、記録された日の翌日から起算して30日とする。ただし、録画装置等の保存容量を超えたことにより自動的に消去された場合は、この限りでない。

3 保存期間を経過した記録データについては、確実かつ速やかに消去するものとする。

4 管理責任者は、必要と認めるときは、第3条の目的を達成するために必要な範囲内で保存期間を延長することができる。

(記録データ等の利用及び提供の制限)

第9条 記録データ等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

2 次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に、記録データを閲覧させ、又は複製データを作成の上で提供してはならない。

(1) 記録データにより識別される特定の個人の同意がある場合

(2) 法令等に定めがある場合

(3) 個人の生命、身体又は財産に対して差し迫った危険があり、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理責任者が特に必要があるとして許可した場合

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、施設管理カメラ等に係る苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(保守点検)

第11条 管理責任者は、施設管理カメラ等の機能の維持のため、毎月1回以上保守点検を行うものとする。

2 管理責任者は、前項の保守点検を民間事業者に委託して行わせることができる。この場合において、管理責任者は、当該業者に、この訓令で定める事項を遵守させなければならない。

(個人情報保護法等の遵守)

第12条 施設管理カメラ等の管理及び運用並びに記録データ等の取扱いについては、この訓令に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところによる。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、施設管理カメラ等の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。